

令和3年1月18日

墨田区長
山 本 亨 様

墨田区教育委員会教育長
加 藤 裕 之 様

墨田区議会議長
樋 口 敏 郎

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書（その2）

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴い、政府は1月7日に緊急事態宣言を発令しました。事態が長期化していく中、区民生活等への更なる影響が懸念され、より一層のきめ細かな対応が求められています。

これまでも区は、新型コロナウイルス感染症から、区民の生命、健康、暮らしを守るための対策を講じてきていますが、現下の社会状況に鑑み、下記事項についても万全な対策を講じられますよう、要望いたします。

なお、本要望事項につきましては、本区議会各会派等から寄せられた要望事項を集約したものです。この集約の際に各会派等から寄せられた数々の要望事項については、参考までに添付いたします。

記

- 1 児童館、子育てひろば、図書館、集会所、スポーツ施設、すみだボランティアセンター等の公共施設については、感染防止対策を万全に講じた上で、居場所確保や健康維持、情報収集などといった観点から開館の継続に努めること。
- 2 高齢者や乳幼児をはじめとして、福祉施設や区民施設、学校などでの感染防止策を強化するとともに、現場の負担軽減を図ること。
- 3 利用可能な公共施設や公園等については、感染対策を行った上であれば利用することに差し支えない旨の周知を図ること。

- 4 新型コロナウイルス感染症に関する支援制度について、区報、区公式ホームページ、ポスター、SNSなどを活用して幅広く区民に周知し、併せて多言語での相談案内を行うこと。また、行政サービスマップについても必要に応じアップデートを行うこと。
- 5 外出自粛を求めるに当たり、オンライン及び電話による各種相談及び申請体制を整備すること。
- 6 再度の緊急事態宣言の発令やコロナ禍の長期化を見据え、次年度に向け組織体制の適切な見直し・強化を検討すること。
- 7 生活困窮者、ドメスティック・バイオレンス等の相談・支援体制を強化すること。
- 8 新型コロナウイルス感染症の拡大による離職等により家賃の支払が困難な区民に対し、住居確保給付金等の支援制度を引き続き広く周知するとともに、区民の暮らしを守る対策を講じること。
- 9 通所介護事業所については、利用の自粛が想定され、その経営基盤に大きな懸念を有することから、融資の斡旋や補助金制度の周知等を含め、できる限りの対応を行うこと。
- 10 高齢者施設等におけるオンライン面会の実施支援について検討すること。
- 11 介護等が必要な重度障害者（児）及び高齢者並びに当該要介護者を介護する家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、在宅でのホームヘルプサービスや居場所確保など、適切な支援を受けられるようにすること。
- 12 病院等で医療崩壊を起こさせないための対策強化を行うよう、国や東京都に求めること。また、区としても医療機関に適宜、必要な支援を行うこと。
- 13 区のPCR検査センターについて、設置期間の延長及び体制強化を検討すること。
- 14 ワクチン接種のシミュレーションを着実に行之、円滑に執行できるよう努めること。
- 15 保健所をはじめ、長期間にわたり激務に追われている職員の負担軽減を図ること。

- 16 区内事業者を守るため、実態調査を行うとともに、国や東京都の補助制度等を活用し必要な支援策を検討すること。
- 17 各種給付金、協力金等の申請に当たり、必要に応じて士業等専門家を活用し、申請相談や手続代行、費用の補助などの支援を行うこと。
- 18 東京都と連携し、中小企業のテレワークに関する補助事業の周知や支援を行うこと。
- 19 飲食店に対し、テイクアウト、デリバリー制度の活用支援等、経営を維持することのできる支援を行うこと。
- 20 キャッシュレス決済促進・ポイント還元事業の実施に当たっては、墨田区商店街連合会と協力しながら十分に活用されるよう周知徹底に努め、着実な事業執行を行うとともに、ＩＴリテラシーが十分でない高齢者やスマートフォンを所持していない方への支援についても検討すること。
- 21 今回、会場開催が中止となった成人を祝うつどいについては、新型コロナウイルス感染症が収束した後に、改めて新成人が交流することのできる機会を検討すること。
- 22 ＰＣＲ検査やワクチン接種等に関する保健所や区の職員をかたる特殊詐欺も発生しており、区民が被害に遭わないような啓発に努めること。
- 23 幼稚園、保育園、小中学校、学童クラブについては、重要な社会インフラであり、社会経済を支えるため、さらには子どもの学習権の保障に鑑み、一律の自粛要請は行わず、基本的には通常どおりの運営を行うこと。
- 24 保育園において新型コロナウイルス感染症対策として特別な措置を行う場合、公立と私立、また私立間で統一した行動ができるように、区から十分に指導すること。
- 25 治癒後も含めた登園・登校時の対応のため、濃厚接触者の定義や、陽性者の退院・自宅療養等の解除基準など、幼稚園、保育園、小中学校で共通認識が図られるように、保健所等から必要な情報提供を行うこと。

要望書の集約に際し各会派等から寄せられた要望事項一覧

1 墨田区議会自由民主党

- (1) 医療機関保持のための施策を早急に講じること。
- (2) ワクチン接種のシミュレーションをしっかりと行い、円滑に執行できるよう努めること。
- (3) 幼稚園・保育園・小中学校・学童クラブについては、重要な社会インフラであり、社会経済を支えるため、さらには子どもの学習権の保障に鑑み、自粛要請は行わず通常どおりの運営を行うこと。
- (4) 緊急事態宣言下、公立と私立の幼稚園において、分け隔てなく区役所からの必要な情報提供を行うこと。
- (5) 保育園において仮に何かの措置を行う場合、公立と私立、また私立間で統一した行動ができるように、区役所から十分に指導すること。
- (6) 治癒後も含めた登園登校時の対応のため、濃厚接触者の定義や、陽性者の退院・解除基準等、幼稚園・保育園・小中学校で共有できるように保健所から必要な情報提供を行うこと。
- (7) 児童館・子育てひろば・図書館・集会所・スポーツ施設・すみだボランティアセンター等の公共施設については、感染防止対策を万全に講じた上で、居場所確保や、健康維持、情報収集などといった観点から開館の継続に努めること。
- (8) 公園については通常どおりの運営を行うこと。
- (9) 利用可能な公共施設や公園等については、感染防止対策を行った上であれば利用することに差し支えはない旨の周知を図ること。
- (10) 今回中止となった成人を祝うづどいについては、新型コロナウイルス感染症が収束した後に、改めて新成人が交流することのできる機会を考えること。
- (11) 通所介護事業所については、利用の自粛が想定され、その経営基盤に大きな懸念を有することから、融資の斡旋や補助金制度の周知等を含め、できる限りの対応を行うこと。
- (12) 特別養護老人ホームにおいて、高齢者の知的・身体的健康の維持のために、外部とのオンライン面会を実施できるように支援すること。
- (13) 区内事業者を守るため、実態調査と、補助金制度の検討を行うこと。
- (14) 飲食店については、デリバリー制度の活用支援等、経営を維持することのできる支援を行うこと。
- (15) キャッシュレス・ポイント還元事業の実施にあたっては、墨田区商店街連合会と協力しながら十分に活用できるよう周知徹底に努め、着実な事業執行を行うこと。
- (16) PCR検査やワクチン接種等に関する保健所や区の職員をかたる特殊詐欺も発生しており、区民が被害に遭わないような啓発に努めること。
- (17) 新型インフルエンザ等特別措置法施行令改正の趣旨に鑑み、区内事業者や区内公共

施設の感染防止対策の指導を徹底すること。

(18) 感染症の範囲及び類型についての見直しを区長会にて強く提言していくこと。

2 墨田区議会公明党

- (1) 外出自粛を求めるに当たり、早急にオンラインによる各種相談及び申請体制を整備すること（高齢者、障害者、子育て等）。
- (2) 来年度以降も中小零細企業の資金繰りがひっ迫することが想定されることから、「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」の受付終了に伴う代替策の情報提供及び丁寧な相談対応を行うこと。
- (3) 生活困窮者の相談体制の強化、特に食の支援（飲食店の時短に伴い増加が想定されるテイクアウト、デリバリーを活用した生活困窮者への食の支援など）を強化すること。
- (4) 各種給付金、協力金等の申請に当たり必要に応じ社会保険労務士、行政書士等専門家を活用すること。
- (5) キャッシュレスポイント還元事業の延期に伴う予算の取り扱いについて早急に議会と協議すること。

3 日本共産党墨田区議会議員団

- (1) 繁華街など感染者がつかみにくい地域での集中的検査、また、感染者が拡大しつつある所への面的検査を行うこと。
- (2) 学校や幼稚園、保育園等において、全職員等に対してPCR検査を実施すること。
- (3) 外国人の方が、安心して検査や治療を受けることができるよう、支援を行うこと。
- (4) 高齢者・障害者施設でのPCR検査がスムーズに行えるよう、陽性者が出た場合の支援策を講じておくこと。
- (5) 区のPCR検査センターについて、設置期間の延長及び人員体制の拡充を行うとともに、旧生涯学習センター別館など利便性のよい場所への移転を検討すること。
- (6) 急増する感染者の相談対応、PCR検査の抜本的拡充、保護や追跡などの充実を図るため、トレーサーや保健師、医師や検査技師などの専門職を増員するなど、保健所の体制を一層強化すること。
- (7) 保健所をはじめ、長期間にわたり激務に追われている職員の負担軽減を図ること。
- (8) 新保健施設の整備に伴う向島、本所の両保健センターの統廃合をとりやめ、北部地域に保健所機能を残すこと。
- (9) 病院や診療所で「医療崩壊」を起こさせないための対策の強化及び減収補てんを行うよう、国や都に求めること。また、区としても、医療機関の実態把握に努め、「特別手当」の支給など、医療機関と医療従事者に適宜・必要な支援を行うこと。
- (10) 休日応急診療所について、発熱外来にも対応できるようにスペースや人員の確保を行うとともに、減収補てんを行うこと。
- (11) 暮らしや住まい、営業や労働、医療や福祉などに関わる相談窓口を全庁的に拡充し、

相談者の方が、確実に支援を受けられるよう、国や都とも連携して対応すること。

- (12) 飲食店の営業時間短縮及び関連業種の減収に対して、十分な補償を行うよう国に要請するとともに、申請手続などの相談や手続の代行、費用の補助などの支援を行うこと。
- (13) 飲食店などの時短営業は、他業種にも影響を与えることから、区内事業者の実態を把握し、事業継続のため支援策を講じるなど、国や都の支援が届かない事業者などに対して、区独自の支援を行うこと。
- (14) 区の緊急融資（緊急対策資金）の期間を延長するとともに、融資限度額の増額や利率の引下げ、据置期間や返済期間の延長など、拡充を図ること。
- (15) 国民健康保険の傷病手当金の対象に、自営業者やフリーランスも加えること。
- (16) コロナの影響で、仕事が減少したシルバー人材センターや障害者施設に対して、仕事起こしに努めるとともに、「分配金」や「工賃」などに対する支援を行うこと。
- (17) 中小企業のテレワークや飲食店のテイクアウトの取組などを支援するための補助事業を行うこと。
- (18) 小中学校などで、ソーシャルディスタンスがとれるよう、教室の確保や教職員等の増員を図り、少人数授業ができるよう環境整備を行うこと。
- (19) 高齢者や乳幼児をはじめとして、福祉施設や区民施設、学校などでの感染防止策を強化するとともに、現場の負担軽減を図ること。
- (20) 重度でケアが必要な子どもについては、医療機関と契約し居場所を確保すること。また、重度不自由などの家族についても、陽性となった場合、医療機関と契約し障害者の居場所を確保すること。
- (21) 多言語での相談案内やホームページ、公共施設等へのポスターの掲示など、周知を強めること。
- (22) 国も「国民の権利」だとして利用を呼びかけている生活保護制度について、区としても積極的な広報や相談対応、申請受理を行うこと。
- (23) 賞味期限が迫っている防災備蓄品などを活用した公営フードバンク等を実施すること。また、フードバンクなどの支援を行う団体の活動などに対して助成を行うこと。
- (24) ペイペイと同時に、ＩＴリテラシーが十分でない高齢者やスマートフォンを所持していない方への支援として、紙媒体での商品券の発行なども検討すること。

4 地域連合「すみだの絆」

- (1) 新型コロナウイルスに関する情報発信の為にSNSの強化
ア SNS発信専課の開設
- (2) 区長並びに保健衛生担当部長の定期的な動画配信
- (3) ひきこもる高齢者へのフレイル対策の強化
- (4) 小中学生に配布したタブレットへのコロナ情報の配信
- (5) オンライン（Zoom）等を使った地域との関係強化
- (6) 情報取得のためのスマホ・タブレットの使い方の講習実施

- (7) ペイペイを利用した 3 割還元事業の期間延長
- (8) 成人のつどい中止の代替策

5 墨田区議会立憲民主党

- (1) 世界各国から変異種の報告がされる中、緊急事態宣言中はビジネスの入国を含め入国の停止を国に求める。
- (2) 持続化給付金・家賃支援給付金等の申請期間の延長と給付事業の再構築を国に求める。
- (3) 飲食店への時短等に伴い飲食店への納品業者（食品・酒類・資材等）への財政的支援。
- (4) 保健所業務がひっ迫する中、区内でのコロナ患者の受け入れ態勢の確立（医療機関への財政的支援、専門人材の確保、症状に応じた入院・宿泊療養・自宅療養の振り分け・基準の見直し等実態に即した効果的な医療体制）。
- (5) 受験生への相談窓口の設置（受験生にとって想定外の事態が発生している）。

6 墨田オンブズマン

事業者に対する融資の実行について、国の緊急事態宣言に伴い再度融資が必要な事業者が想定され、度重なる状況が今後も予想され、融資額が膨らみ返済出来るのかと言う点や、債務超過で借りられない事業者が出てくるのではないかと。信用保証協会の与信枠が増えているのかも客観的に分からず、可視化する必要がある。

また、景気の回復には数年の時間がかかりそうなので、現行の 3 年と言う据置期間の延長、利子の補填期間を更に 3 年から 5 年まで延長されることを要望する。

また、収益に対する借金の返済額や返済方法について適切なアドバイスのできる専門家との相談窓口を用意する必要を要望する。

7 新しいすみだ

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、生活に困窮する区民が今後増加すると考えられる。そのような状況に追い込まれている方々に対する支援として、以下の要望を行う。

- (1) 生活福祉資金・総合福祉資金の特例貸付、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金など生活困窮者に対する支援を迅速に実施すること。また、困窮者に対する再度の貸付を検討すること。
- (2) 感染状況が長期化しており、上記の支援策を活用しても生活水準を維持できない区民も多くなると想定される。生活保護を申請する区民に対しては、以下の点について留意することを要望する。
 - ・申請権を侵害しないこと
 - ・速やかに保護を決定すること
 - ・一時的な居所の確保に努めること

- ・保護の要否判定等について弾力的に運用すること
- ・医療扶助については福祉事務所を訪問せずに受診できること

8 無所属

- (1) 区の公式ホームページや区報、SNS等を活用し新型コロナウイルス感染症に関する支援制度を区民対し幅広く周知すること。また、行政サービスマップについても必要に応じアップデートを行うこと。
- (2) キャッシュレス決済促進・ポイント還元事業については延期の上適切に執行することを要望するとともに、事業内容の周知の徹底を図ること。
- (3) 昨年実施した墨田区商店新生活様式対応支援事業のように、区独自の新たな区内商店に対する補助事業を検討すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大による離職等により家賃の支払いが困難な区民に対し、住居確保給付金等の支援制度を引き続き広く周知するとともに、区民の暮らしを守る対策を講じること。
- (5) 介護が必要な高齢者等を介護している家族が新型コロナウイルスに感染し、他に介護する親族等がない場合に、在宅でのホームヘルプサービスや施設入所等の支援を受けられるような体制の強化を行政としても図ること。
- (6) コロナ禍によりドメスティックバイオレンスの相談件数が過去最多になっており、再度緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、相談体制や支援策の強化を更に図ること。
- (7) 成人を祝うつどいの中止を受け、新型コロナウイルス感染症が収束した後、代替えのイベント等の実施について前向きに検討すること。
- (8) 再度の緊急事態宣言の発令やコロナ禍の長期化を見据え、次年度に向け組織体制の適切な見直しと専管組織の強化を検討すること。